

随意契約に係る相手方選定理由書

| | |
|---------|---|
| 見積合せ執行日 | 令和8年1月21日 |
| 契約名 | 利尻空港携帯型IP無線機リース契約 |
| 見積の相手方 | 東京センチュリー株式会社 |
| 契約期間 | 令和8年3月25日～令和13年3月24日（60ヶ月） |
| 選定理由 | <p>新千歳空港は、飛行場管制所を有しない利尻空港に対し、遠隔により、滑走路等の航空機の離発着及び地上移動に使用される区域に立ち入る場合や災害時の一斉通報を行うために、飛行場対空援助業務を行っている。</p> <p>そのため、管制機関（新千歳対空センター）と空港管理者（利尻空港）との間で、常時直接通信を維持することが求められていることから、その通信手段を確保するために、新千歳空港事務所と調整の上、利尻空港管理事務所にIP無線機（SK-5000）を導入する。</p> <p>IP無線機は、新千歳空港事務所で導入済の機種（SK-5000）且つ、NTTドコモ通信プラン「ドコモビジネスストラシーバ」でのみ通話可能となっている。</p> <p>また、IP無線機（SK-5000）への「ドコモビジネスストラシーバ」の設定が可能、且つ、当該IP無線機（SK-5000）のリース提供が可能な事業者は、東京センチュリー株式会社のみであることを、NTTドコモに確認している。</p> <p>以上により他に代替性がないことから東京センチュリー株式会社と一者随契を行う。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2（随意契約）第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係1の（2）</p> |